

事故米穀影響事業者緊急経営支援事業推進費補助金交付要綱

制 定 平成21年3月4日 20総合第1701号

第1 農林水産大臣は、事故米穀影響事業者緊急経営支援事業実施要領（平成21年3月4日付け20総合第1699号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う事業の推進に必要な経費に対し、予算の範囲内において、事故米穀経営支援協議会（以下「協議会」という。）に事故米穀影響事業者緊急経営支援事業推進費補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 補助金の交付の対象とする経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

第3 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は別記様式第1号のとおりとし、申請書は正副2部を農林水産大臣に提出するものとする。

2 協議会は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない部分については、この限りでない。

第4 規則第2条の規定による申請書の提出期限は、毎年度農林水産大臣が別に定める日までとする。

第5 協議会は、規則第3条第1号の規定に基づき、農林水産大臣の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号の補助金変更承認申請書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

第6 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

第7 農林水産大臣は、第3の1又は第5の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請の内容について審査を行うものとし、補助金の交付を決定したときは遅滞なく別記様式第3号による交付決定通知書を協議会に送付するものとする。

2 前項の決定に当たっては、農林水産大臣は必要な条件を付することができるものとする。

第8 協議会は、規則第3条第2号の規定により農林水産大臣の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

第9 適正化法第12条の規定に基づく報告は、別記様式第4号により補助金の交付のあった年度の各四半期(第4・四半期を除く)の末日現在の補助金遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに正副2部を農林水産大臣に提出することにより行うものとする。ただし、農林水産省総合食料局長が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

第10 規則第6条第1項の規定による実績報告書の様式は、別記様式第5号のとおりとし、正副2部を交付金の交付のあった翌年度の4月10日までに農林水産大臣に提出するものとする。

2 第3の2ただし書により交付の申請をした場合において、前項の実績報告書を提出するに当たって同ただし書に該当した部分について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3の2ただし書により交付の申請をした場合において、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額が確定したときには、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第6号により速やかに農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第11 農林水産大臣は、第10の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る業務の内容が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、協議会に通知するものとする。

第12 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づき農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

第13 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物の保管の期間は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間とする。

別 表

区 分	経 費	内 容	補助率	重要な変更
事故米 穀影響事 業者緊急 経営支援 事業推進 費補助金	1. 人件費	本事業の事務担当者の 給与、アルバイトの賃金	定 額	経費の欄に掲 げる1及び2の 経費の相互間 における増減
	2. 事務費			
	(1)交付事務連 絡調査費	本事業の連絡に掛かる 電話代、郵便代、調査旅 費等の経費		
	(2)事務機器導 入費	本事業の事務機器等リ ース経費、文具代、台帳整 備代等の経費		
	(3)振込手数料	本事業の交付事務に必 要な振込手数料		
	(4)光熱水料	本事業の事務局の光熱 水料		
(5)事務局賃借 料	本事業の事務局の賃借 料及びこれに付随する共 益費、修繕費用等の経費			

別記様式第1号（第3関係）

平成〇〇年度事故米穀影響事業者緊急経営支援事業推進費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
事故米穀経営支援協議会
会長 ○ ○ ○ ○ 印

下記のとおり事故米穀影響事業者緊急経営支援事業推進費補助金の交付を受けた
いので、事故米穀影響事業者緊急経営支援事業推進費補助金交付要綱(平成21年3
月4日付け20総合第1701号農林水産事務次官依命通知)第3の規定に基づき、
補助金〇〇〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 経費の配分：

区 分	申 請 額 (円)	備 考
事故米穀影響事業者緊急経営支援 事業推進費補助金		
1. 人件費		
2. 事務費		
(1) 交付事務連絡調整費		
(2) 事務機器導入費		
(3) 振込手数料		
(4) 光熱水料		
(5) 事務局賃貸料		
計		

2 事業完了予定年月日：

3 添付資料

- (1) 設立規約
- (2) 業務方法書
- (3) 事業計画書及び収支予算書

別記様式第2号（第5関係）

平成〇〇年度事故米穀影響事業者緊急経営支援事業推進費補助金変更承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
事故米穀経営支援協議会
会長 ○ ○ ○ ○ 印

平成〇年〇月〇日付け〇総合第〇〇〇号で補助金の交付決定の通知があった事故米穀影響事業者緊急経営支援事業推進費補助金について、下記のとおり変更したいので、事故米穀影響事業者緊急経営支援事業推進費補助金交付要綱（平成21年3月4日付け20総合第1701号農林水産事務次官依命通知）第5の規定に基づき申請する。

記

（注）記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、更新前を上段に括弧書きで記載すること。

別記様式第3号（第7関係）

平成〇〇年度事故米穀影響事業者緊急経営支援事業推進費補助金交付決定通知書

番 号
年 月 日

事故米穀経営支援協議会会長 殿

農林水産大臣 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇〇号をもって申請のありました平成〇〇年度事故米穀影響事業者緊急経営支援事業推進費補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、事故米穀影響事業者緊急経営支援事業推進費補助金交付要綱(平成21年3月4日付け20総合第1701号農林水産事務次官依命通知)第7の規定により通知します。

記

補助金の交付決定額は、金〇〇〇〇〇〇〇円とする。

区 分	交付決定額 (円)	備 考
事故米穀影響事業者緊急経営支援 事業推進費補助金		
1. 人件費		
2. 事務費		
(1) 交付事務連絡調整費		
(2) 事務機器導入費		
(3) 振込手数料		
(4) 光熱水料		
(5) 事務局賃貸料		
計		

別記様式第4号（第9関係）

平成〇〇年度事故米穀影響事業者緊急経営支援事業推進費補助金遂行状況報告書
 （第〇・四半期末現在）

番 号
 年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
 事故米穀経営支援協議会
 会長 ○ ○ ○ ○ 印

平成 年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定の通知があった事故米穀影響事業者緊急経営支援事業推進費補助金について、事故米穀影響事業者緊急経営支援事業推進費補助金交付要綱（平成21年3月4日付け20総合第1701号農林水産事務次官依命通知）第9の規定に基づき、下記のとおり第〇・四半期末現在の遂行状況を報告する。

記

区 分	総 事 業 費	事業の遂行状況(第〇・四半期分)				備 考
		第〇・四半期までに完了したもの		第〇・四半期以降に実施するもの		
		事 業 費	出来高 比率	事 業 費	予 定 年月日	
	円	円	%	円		

(注)1 区分の欄は、該当する事業のみを記入すること。

2 4月から6月までを第1・四半期、7月から9月までを第2・四半期、10月から12月までを第3・四半期とし、交付決定の日が属する四半期以降について報告すること。

別記様式第5号（第10の1関係）

平成〇〇年度事故米穀影響事業者緊急経営支援事業推進費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
事故米穀経営支援協議会
会長 ○ ○ ○ ○ 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事故米穀影響事業者緊急経営支援事業推進費補助金について、下記のとおり実施したので、事故米穀影響事業者緊急経営支援事業推進費補助金交付要綱（平成21年3月4日付け20総合第1701号農林水産事務次官依命通知）第10の1の規定により、その実績を報告する。なお、併せて精算額として事故米穀影響事業者緊急経営支援事業推進費補助金〇〇〇〇〇〇〇〇円の交付を請求する。

記

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。
2 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。

平成〇〇年度消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
事故米穀経営支援協議会
会長 ○ ○ ○ ○ 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事故米穀影響事業者緊急経営支援事業推進費補助金について、事故米穀影響事業者緊急経営支援事業推進費補助金交付要綱(平成21年3月4日付け20総合第1701号農林水産事務次官依命通知)第10の3の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 (平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 市町村別、事業主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。